

〈磐梯の教育〉  
0-15教育基本構想

磐梯町教育委員会

令和6年9月

## 目次

1	磐梯の教育 0-15教育基本構想に対する基本的な考え	2
2	基本方針	8
	ア) 磐梯町の教育で大事にすること	
	イ) 磐梯町の学校園が共通で大事にすること	
3	具体的な方策	10
	ア) 選択	
	イ) 連続性	
4	教育に関わる組織運営と施設について	12
	ア) 「0-15教育構想会議」の設置	
	イ) 教育再デザインセンターによる教職員の支援体制の構築	
	ウ) スクールコミュニティの醸成（地域学校協働本部によるコミュニティスクールの推進）	
	エ) 磐梯版ネウボラについての振り返りと実効性に向けた具体の整理	
	オ) 認定こども園の設置	
	カ) 小学校の改編	
	キ) 中学校の改編	
	ク) 児童館のあり方の再検討	
5	そのほかに継続して具体的に検討しなければならないこと	21

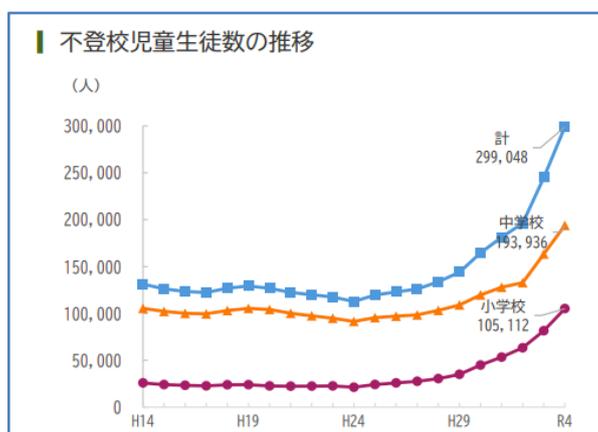
# 磐梯の教育 0-15教育基本構想

多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる  
0才から15才の連続した成長に寄り添い子どもと大人が共に歩む場づくり

## 1 磐梯の教育 0-15教育基本構想に対する基本的な考え

### 現在の学校教育の状況

現在、日本における学校教育には課題が山積しています。この事実は、教育にかかわる専門職だけではなく、多くの方々が共有しているでしょう。学校教育における課題は、多岐にわたります。例えば、教師のなり手不足や、学力格差、いじめの認知件数の増加など様々です。そのなかで、注目される1つの事象が不登校の児童生徒の増加です。「令和4年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要（文部科学省）」（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302902.htm)）によれば、この10年で、不登校児童生徒数が増加しつづけ、2022年度には29万9048人の不登校児童生徒がいることが明らかにされました。コロナ禍の影響も考えられますが、コロナ禍以前から増加していることも踏まえれば、不登校児童生徒数の継続的な増加は、現在の学校教育のあり方を、厳しく問うていると考えられます。



加えて、現在は、特別支援学級や特別支援学校の在籍児童生徒数が増加しています。文部科学省の調査では、現在、10年前に比べて、特別支援学校の在籍児童生徒数は約1.2倍、特別支援学級の児童生徒数は約2.1倍、通級による指導を受けている児童生徒数は、約2.5倍に増加しています。また、義務教育段階の児童生徒数のうち、特別支援

学校・学級・通級による指導の在籍児童数は約5.0%となっており、継続的に増加しています（文部科学省「特別支援教育の現状」[https://www.mext.go.jp/content/20210412-mxt\\_tokubetu01-00012615\\_10.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210412-mxt_tokubetu01-00012615_10.pdf)）。



不登校児童生徒や特別支援学級・学校に在籍する児童生徒の増加には様々な理由がありうるでしょう。例えば、保護者や子ども本人が、個別で丁寧な指導を望んでいることの現れなどが考えられます。そのような要因は認めるにせよ、重要な問題は、通常学級を中心とした現在の学校教育が、学校に行きづらい子どもや、特別なニーズのある子どもを包摂できていない状況がみられることです。もし、通常学級が様々なニーズのある子どもたちを受け止めることができているならば、不登校の子どもたちはここまで増加していなかったかもしれません。同様に、特別支援学級・学校に通う子どもたちが、ここまで増加していなかったかもしれません。通常学級を中心とした学校教育のあり方を改善する必要があります。

### 磐梯町における学校教育の状況

もっとも、磐梯町における学校教育の状況としては、小中学校における不登校児童生徒数については、おおむね全国平均と考えられます。また、直近数年においては、不登校児童生徒数や特別支援学級・特別支援学校児童生徒数は、増加する傾向にあります。不登校や特別支援学級・学校在籍児童生徒数やその傾向については、磐梯町においても日本全体の状況と、おおむね一致していると考えてよいでしょう。加えて、地域特有の課題もあります。例えば、磐梯町には特別支援学校が設置されていません。そのため、特別支援学校に在席する子どもは、猪苗代町や会津若松市まで、スクールバスでの通学や保護者が片道数十分かけて送迎している事実もあり、より状況を複雑にしている側面もあると考えられます。

## 根底にある問題：多様性と包摂性

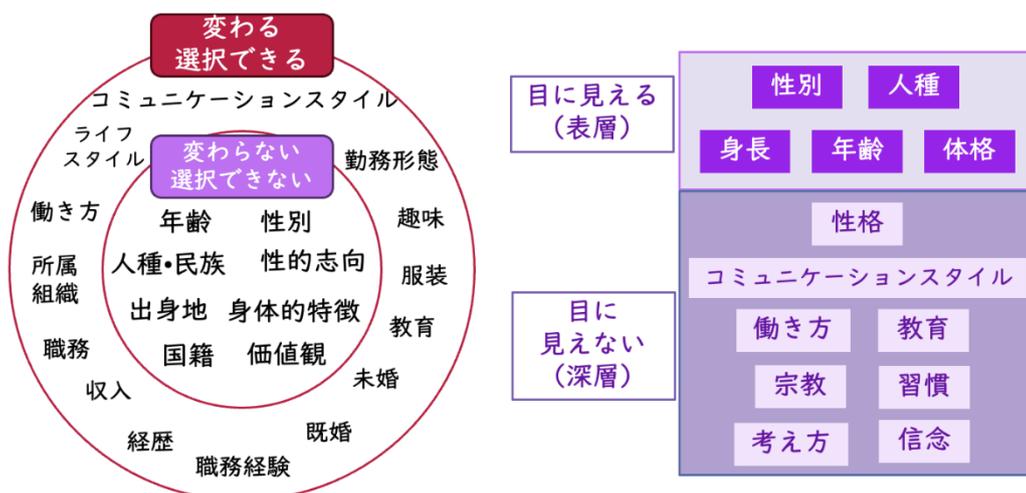
前述したように、不登校や特別支援学級・学校の在籍児童生徒数の増加の原因の一つが、通常学級を中心とした学校教育のあり方にあると考えられます。では、具体的にはどのような学校教育のあり方が問題なのかと考えれば、多様性と包摂性が十分に実現されていない点にあると考えています。多様性とは、ダイバーシティともいわれ、性別や年齢、国籍、人種、宗教、障害の有無など個々に違いがあり、それを受け入れている状態です。そして、包摂性とは、インクルーシブともいわれ、多様性が受け入れられているだけでなく、さらにそれぞれの個性が尊重されながら共に学び、生活していることをさします。

もちろん、現在の学校教育でも、「共生社会」という用語がたびたび言及されているように、多様性と包摂性は意識されています。しかし、多くの通常学級で「同年齢・同一内容・同一進度学習」が基調になっているように、多様な子どもたちがともに学ぶ学校教育制度や授業システムが実施されているとは言い難い状況です。例えば、外国にルーツのある子どもたちの特別支援学級の在籍率が、日本語を母語とする子どもに比べて高いことから、多様な子どもたちが一緒に学ぶ状況になりえていない状況も指摘されています。

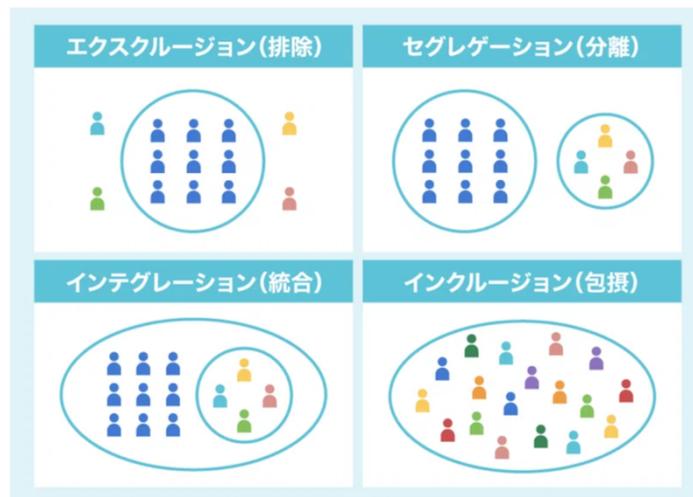
「多様性」と「包摂性」の問題は、決して、不登校や特別支援学級・特別支援学校の事象だけに限られるわけではありません。学力格差、いじめの認知件数の増加、セクシャルマイノリティーの子どもたちの生きづらさ、経済的に厳しい状況にある家庭の子どもたちの生活・学力保障など、山積する現在の教育の課題は、「多様性」と「包摂性」が十分ではない現状が背景にあります。

以上より、現在の学校教育において、「多様性」と「包摂性」が十分に担保されることが、喫緊の課題だと考えます。

人権尊重の視点：「不変的か可変的か」という視点に基づいた分類



出典：荒金雅子「多様性を活かすダイバーシティ経営基礎編」(2013)日本規格協会 p.20 p.22の図  
中村豊『ダイバーシティ&インクルージョンの基本概念・歴史の変遷および意義』(2017)を基に加筆、修正

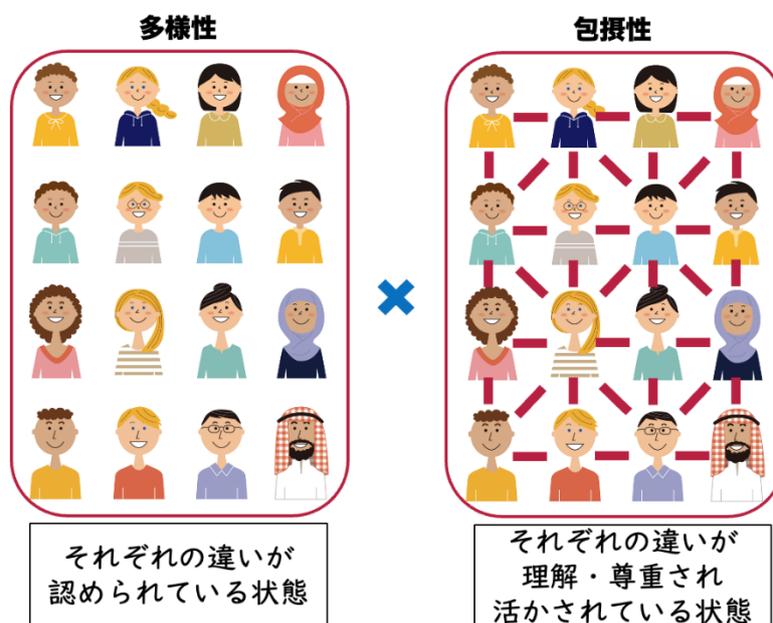


参照元 : <http://tinyurl.com/29hd7mue> | ©メガホン × カタリスト for edu

### 多様性と包摂性があたりまえにある世界へ

「多様性と包摂性があたりまえにある世界」とは、「共生社会」が実現している状態の世界です。そしてそれが実現されるには、ひとりひとりの個性や人権が守られ、個人には、自由と責任の両方を考えた上での選択と決断が求められます。それは、言うは易し行うは難しなことではありますが、子どもたちは、現実社会に出ていく前に、学校という「小さな社会」の中で繰り返しその練習をしていく必要があります。そして大人には、その小さな社会の中で子どもたちがたくさん失敗や成功を繰り返し、他者と共に生きる喜びと難しさを十分に学び、そこで学んだことを現実社会で生かそうとする人を育てていく役割があります。

つまり私たちには、多様な人や価値観や正義が存在することを前提に、「ちがいを」を理由に排除するのではなく、すべてを包み込むことが求められています。



多様性に触れるためには、選択肢がなければなりません。包摂性を重視するためには、「人はみんな違う」という前提に立たなければなりません。両方を実現するためには、「誰もが自分の意思で選択ができること」が重要となります。

例えば、居場所が1つしかない、その1つが合わない場合、我慢を強いられるか、そこから出ていくしかないと考える人もいるでしょう。我慢は決して美德ではなく、否応なく出ていくことは自ら選択したかのように見せかけた排除です。自分自身を否定するような我慢も排除もなく、人権を守るためには「選択ができる環境」を目指す必要があります。

子どもたちが現実社会に出る前に、自身が心地よく自分らしくいられる「小さな社会（学校園）」を自ら選択し生きることが、決して甘えではなく、子どもの人権が守られている状態であると考えられます。本来であれば、100人に100通りの「小さな社会（学校園）」をつくるのが理想ですが、現実的ではありません。しかし磐梯町には小学校が複数校存在することを活かし、学び方などを選択する公教育の新たなモデルをつくることを目指すことができます。

同時に、「選択できる」ということは分断を生む可能性があります。子どもたちひとりひとりの「すぐ隣り」に多様な人が存在しないと、「自分とは違う、自分とは関係のない存在」となってしまう、容易に排除することができるようになってしまうのではないかという懸念もあります。しかし、磐梯町は小さい町が故に、「顔の見える関係」を維持したまま、それを実現できるという大きな財産があります。

誰かにとって心地の良い場は、誰かにとっては不快な場になることはあります。どちらかがどちらかに合わせなければならない時もあります。しかし、個を大切にしながら他者も大切にすることを、私たちはもっと真摯に学ぶ必要があるのではないのでしょうか。今までも、私たちはそこに向けて努力し、学んできましたが、時代と共に人々のニーズは多様化し、対立や競争は減らず、急速に「より多様な人たちと共に生きていくこと」が求められていることも事実です。「今までと同じ」ではいられない未来を子どもたちだけに強いるのも違うでしょう。

だからこそ私たちは、「小さな社会（学校園）」を複数つくりつつ、「大きな現実社会（磐梯町）」全体を形成し、子どもたちに安全かつ安心な場で練習してもらいながら、大人たちもどれだけ人間が多様であり、共に生きることが楽しくて難しいのかを味わいながら学んでいきたいと願っています。

包摂の範囲は、学校園だけではなく、町や国や地球でもあります。多様な存在は、すぐ隣りにも、見えない世界にもあります。このことを子どもたちが常に意識できるような機会を私たちがつくることで、「共生社会をつくろうとする人たち」を育てていくことができるはずで

磐梯町の人たちが愛する「磐梯山」は、立つ場所によって色々な見え方があり、「私の心の磐梯山」として描かれる形がひとりひとり違うと聞きます。しかし、色々な形で描かれたとしても、すべてが「みんなが愛する磐梯山」であることにかわりありません。子どもたちも同様に、みんな違う存在であり、みんな磐梯の子どもであり、みんな地球に生きる子どもです。「気に入らなかつたり、自分とは考えが合わなかつたりすれば排除すればいい」という考えではなく、「違う考えをどうしたら『より良く共に生きることのできる世界』につながられるのか」を、子どもも大人も、苦しくても楽しみながら共に考え、共にその世界をつくっていきたい。これまでの文化の継承と改革を愛し、これからの日本と世界の平和と幸せのために、磐梯町からチャレンジします。

## 2 基本方針：

### 多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる

#### ア) 磐梯町の教育で大事にすること

人間は、ひとりひとりちがいで、尊重されるべき存在です。ちがいによる排除をせずに、すべての人の人権が守られることが「あたりまえ」になり、多様性や包摂性という言葉さえも使わなくてもよい世界を子どもと大人で共につくるために、以下の3つを基本方針の柱とします。

##### ① 子どもも大人も「多様性と包摂性」の中で生活する

「自分」と「他者」との関わりから、互いのちがいを感じ、ちがいのある人たちと共に生きることの難しさと楽しさを味わうようになる。

##### ② 子どもが自分に合った「学び方」や「学びの環境」を選ぶことができる

色々な遊びや学びを通して、自分なりの「いいあんばいの学び方」がじわじわとわかるようになる。その上で、自分に合った学び方や学ぶ環境（場所、タイミング、人など）を選ぶことができるようになる。

##### ③ 大人も「おらが町の学校」をつくりながら学ぶこと

住む場所や年齢、性別など関係なく、磐梯町に関わる「すべての人たち」が主体的な当事者となり、「おらが町の学校」を共につくることで、大きなスクールコミュニティができる。その、多様な人たちでつくるプロセス自体が共生社会をつくろうとする人々の学びとなる。

## イ) 磐梯町の学校園が共通で大事にすること

磐梯町の学校園の教職員や保護者、地域住民等は、共通して以下の3つを大事にしながら子どもたちと関わり、子どもたち自身もこの3つを学ぶことができる場をつくります。

- ・とことんどっぷり多様性と包摂性の中で楽しく生きる（共生）
- ・自由と責任をもってそれぞれのウェルビーイング<sup>(※)</sup>を尊重する（公正）
- ・自分が動くと世界は変わるという実感を持ち、自分たちの居場所を自分たちでつくる（自治）

保育所・幼稚園（認定こども園）では、遊びを通して多様な経験を積み、自ら選択する練習を重ねることで自分に合った遊び方や学び方を知り、小学校では、自分に合った遊び方や学び方・学ぶ環境を自身で選択してやってみる経験を積み重ねることで、自由には責任が伴うことを学び、中学校では、自由と責任の関わりを理解した上で他者と関わり、共生社会をつくるために自分にできることを考え行動に移していくことを学びます。同時に大人も、学校園や地域を超え、多様な人々とつながることで学びを深め、「共生社会」の形成のための、「誰も」排除されない世界の実現を目指していきます。

※ ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的・（経済的）に良好で満たされた状態であること

### 3 具体的な方策

基本方針に掲げた、多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくるためには、

ア) 選択

イ) 連続性

が重要です。2点について以下に説明します。

ア) 選択

**家庭・学校園・地域が連携して、子どもが自己決定・自己選択ができるようになる環境をつくる**

子どもが自身に合った学び方を学び、選択・決定していくことができるようになるために、教材や道具、人、場所、タイミング、学校などを選択できるような環境をつくります。

年齢の違う子どもたちが同じ環境に混在し、多様な人たちと関わりながら、自ら遊びや学びを選択し、多様な経験をしていくことを通して、子ども自身が自分なりの「いいあんばい」の遊びや学びをじわじわとわかるようになることを重視します。そして、他者それぞれにも「いいあんばい」があることを知ることも同時に学びます。

また、家庭・学校園・地域は、子どもたちが、認定こども園から小学校、中学校、高等学校と進学していく際に、「自分に合う環境」を自らの意思で自己決定・自己選択ができるようになる環境を子どもたちと共につくります。

子どもに「選択」をさせると自分の好きなことしかやらず、わがままで好き勝手する子どもに育つのではないか、という不安の声も聴こえてきました。しかし、「自由」と「自分勝手」は違います。「自由」には必ず「責任」が伴います。お互いの「自由」を守るために、それぞれが「責任」を持って選択をし、実行していくことが重要になります。例えその選択を間違ってしまったと感じたとしても、それは取り返しのつかないものではなく、むしろそこから新たにどうしていけばよいかを考えるチャンスにもなると考えます。私たち大人は、子どもたちにその「自由と責任」の関係を学ぶ機会を繰り返してつくり、確実に手にしていくことをめざします。

## イ) 連続性

### ① 学校園が同じ理念のもとに運営される

磐梯町に存在する保育所・幼稚園（認定こども園）・小中学校のすべてが1つの学園として、一貫して「多様性と包摂性があたりまえにある世界を子どもと大人でつくる」の理念のもと運営します。

### ② 学校園に関わるすべての大人が、子どもたちの豊かな遊びや学びに関わる

学校園に関わるすべての大人たち（保護者・教職員・地域住民等）が子どもたちの豊かな遊びや学びに寄与していることを自覚し、子どもたちの発達段階に合わせた情報交換や合同カリキュラム設計などを今まで以上に積極的におこないます。また、教職員についても、教育委員会が必要に応じて人事交流や兼務辞令を行うなどして、小中学校のどの学校でも働くことができるような仕組みを検討します。

### ③ 学校園の子どもたちが、常に交流し繋がりを実感する

離れた園舎や校舎で学んでいたとしても、合同行事や授業交流などを充実させたり、放課後や地域行事などで自然と関わりが生まれたりするような機会を今まで以上に増やします。そのような機会を通して、多様な人たちと理解し合いながら過ごすことの楽しさと難しさを学びます。

## 4 教育に関わる組織運営と施設について

### ア) 「0-15教育構想会議」の設置

磐梯町では、従来から学校ごとの教育の垣根をなくしており、校園長会、幼小中連絡協議会等を開催して幼稚園から中学校まで、広く情報の共有を図ってきました。

さらに今年の4月からは、教育再デザインセンター・認定こども園開園準備室が設置され、組織と機能強化を図っています。

今後は、「0-15教育構想会議」を設置し、教育再デザインセンターが中心となって学校長・園長と共に、きめ細やかな磐梯の土台となる「磐梯の教育」0-15教育基本構想の実現に向けて尽力します。

例えば、各学校の実情、特性に応じた特色ある優れた施策について、磐梯の教育VIを十分に理解した上で、今後の方針やその実現に向けて、保護者や教職員、地域住民等の意見、さらには子どもの意見も積極的に取り入れながら検討していきます。これまでの文化や実践は継承しながら、前例にとらわれず改革できるところは改革して、新しい価値観の中で積極的に取り組みます。

また、教職員の負担を減らすために、働き方改革を進めていき、教職員が本当に必要な部分に集中して積極的に仕事ができるように改善策を話し合い、実現できるようにしていきます。

### イ) 教育再デザインセンターによる教職員の支援体制の構築

教育再デザインセンターは大きく3つの体制づくりをおこないます。

①教職員の異動等があっても「0-15教育基本構想」が重視され、各学校園での実践を積み重ね、継続して取り組んでいけるような支援体制を構築します。

教育再デザインセンターは学校や地域を行き来する「小さいことも気軽に話せる相談相手」となります。「磐梯の教育」0-15教育基本構想について毎年学校園と共有する場を持ち、想いを継続・具現化できるようにサポートする存在です。

例えば、校長等管理職が磐梯町に異動してきた際には、学校経営に活用できるよう、これまでの経緯の共有や、なぜこの構想を大切にしているのかの理解を深められるようにサポートします。

必要であれば、教職員の願いや想いを実現するために、ビジョンの構築や振り返り時のファシリテーションなどを通して教職員をサポートすることもあります。

また、そのようなファシリテーション等を教職員自身が実践できるようになるための学びの場も設定し、学校内で互いに支え合い、高めあう関係性を構築していくことも目指します。

**②教職員が教育活動に集中し快適に働くことのできる環境づくりを、現場職員との対話を重視して積極的に進めます。**

教育再デザインセンターは「早めに”助けて”と言えるサポーター」になります。

例えば、「当たり前を見直す」という姿勢で、本当に必要なことやものを取捨選択していきます。そのためには、定期的に教職員の声を聞くことや、仕事内容の洗い出し、行事等の見直し等を、専門家からの助言をもらいながら、教職員の願いや想いを実現するために具体的かつ速やかにサポートを行い、余白のある働き方をすべての教職員ができることを目指します。

**③「0-15教育基本構想」を実現するために、教職員が必要とする学びを十分に得ることのできる機会をつくります。**

教育再デザインセンターは、「教職員の学びを深めるためのタグボート」となります。

例えば、教職員が主体的におこなっている磐梯町教育研究会での学びのサポートや講師の紹介、教職員の要望に応える研修の実施・企画運営、0-15教育基本構想で大事にしている概念と実践の両輪について学ぶ研修会の実施等を行います。あくまでも教職員が主体的に学ぶことができる場づくりを目指します。

令和6年度：

- ① 0-15教育構想会議の運営・進行を担い、各学校園の次年度に向けた話し合いをサポートする。
- ② 職員会議等に参加し困りごとや課題感について教職員からヒアリングし、改善を行う。
- ③ 教職員が希望することや現状に必要なテーマで学ぶことのできる機会を提供する。

令和7年度：

- ① 0-15教育基本構想実現のために各学校園に必要なサポートを実施する。
- ② 令和6年度に取り組むことができなかったことの改善と仕組みづくりを行う。
- ③ 教育構想の実現のために教職員が必要だと考える学びの場を提供し実践のサポートも行う。

## ウ) スクールコミュニティの醸成（地域学校協働本部によるコミュニティスクールの推進）

磐梯町が「自分たちの子や孫たちが暮らし続けたい魅力ある町」になるためにも、学校園を中心として深く繋がり、磐梯町全体が「子どもも大人も学び成長してことができる場」だと感じられるようになるために、スクールコミュニティの醸成を目指します。

スクールコミュニティとは、学校を核とした地域の繋がりのことを指します。スクールコミュニティは、地域の人々（コミュニティ）の願いと学校（子ども・保護者・教職員）の願いからつくられていき、地域の高齢者・成人・学生・企業・団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えることで醸成されます。そのためにも、学校運営協議会と地域学校協働本部が両輪となり、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する活動を促進していくことが重要となります。

そこで、磐梯町に存在する保育所・幼稚園（認定こども園）・小学校・中学校全てを1つの学園（磐梯町学園）として考え、これまで通り、町全体で1つの学校運営協議会を運営します。同時に、地域学校協働本部を設置することで、地域と学校園が連携・協働し、地域全体で子どもたちの成長を支えるスクールコミュニティの形成を促進させます。

地域学校協働本部の事務局は教育再デザインセンターが担い、より円滑に学校園と地域の連携やサポートができるようにします。また、スクールコミュニティの醸成のため、地域学校協働本部に学校園と地域を繋ぐ統括コーディネーターと地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を置きます。コーディネーターは、地域や学校での対話の場や環境調整等を行い、学校運営協議会にも参加します。

加えて、子どもたちの放課後の過ごし方についても、学校の負担を軽減しながら、地域と共に考え、子どもたちが安全安心な場で充実した時間と経験が得られるよう検討していきます。

令和6年度：地域学校協働本部の設置と運営体制づくり

令和7年度：地域学校協働活動に参加する地域住民の増加

## エ) 磐梯版ネウボラについての振り返りと実効性に向けた具体の整理

これまで、「磐梯版ネウボラ」として多くのことを実施してきました。

ネウボラ支援計画の作成と活用・こども発育発達勉強会の実施・教育委員会や保健福祉センターのネウボラ保健師の学校訪問と授業参観・ケース会議の実施等、多くの子どもたちだけでなく、保護者・教職員にとっても助かる場面も多く見られました。

同時に、個別の支援計画の形骸化や、磐梯版ネウボラの趣旨や目的が深く理解されずに教職員や保護者の負担感を高めてしまうという悪循環も生まれたことも事実です。

そこで、改めて磐梯版ネウボラの趣旨や目的を確認し、より子どもたちの成長に寄与し保護者や教職員とも心地よく繋がるためにはどのような改善や取り組みが必要なのかを整理します。また、連続した情報共有の仕方などについては、ICTの力を借りながら、教職員や保護者の負担を軽減しつつ、個人情報保護にも配慮した上で、質を高めていくことを目指します。その上で、保護者・地域住民にも磐梯版ネウボラの目的を広く周知していく必要があると考えています。

## オ) 認定こども園の設置

0才から5才の保育・教育では、遊びを通して多様な経験を積み、自ら選択する練習を重ね、他者と関わりながら自分に合った遊び方や学び方を知り、自己決定するための土台づくりを重視します。

①令和4年度磐梯町教育・保育施設再編整備基本構想策定会議における答申の基本方針で示された通り、保育所と幼稚園、こども館は統合して幼保連携型認定こども園としていきます。また、同答申で提案された、民営化についても現状に合わせて必要かどうかを検討していきます。

認定こども園にしていくためのスケジュールと、その運営方法については、保護者・職員・地域住民・行政の全方位的に納得できるゴールを目指す必要があります。認定こども園になる時のメリット・デメリットを整理し、保護者・職員・地域住民等の理解を深めた上で、民営化していくかどうかについても並行して検討し、民営化するかしないのかを決定していくことも重要だと考えています。

②開園に向けた準備は、令和6年4月に開設された認定こども園開園準備室が行います。

認定こども園開園準備室は、認定こども園の開園に向けて町の関係課と連携しながら進めます。また、教育再デザインセンターと協働して、保護者・職員・地域住民等との、話し合いの場づくり、意見聴取、職員研修等についても行います。

③認定こども園の施設として園舎を増設します。その際には、子育て支援機能や、地域学校協働本部の活動場所、児童館、図書スペース等についての、戦略的配置を踏まえて設置していくことを検討します。

認定こども園の増設については、新設と増設とで検討した結果、現在の幼稚園の遊戯室は平成27年に増築したばかりであることから、認定こども園の園舎の遊戯室として活用することが妥当だと考え、「増築」という形で園舎を新たに増設します。現在の幼稚園の遊戯室以外の園舎については再利用も含めて検討していく予定です。

磐梯町のまちづくり全体を見据えた上で、どのような機能が他にも必要になるのか、町の中でどのような役割を担うと良いのかなどを整理した後、保護者・地域住民・職員などと時間をかけて話し合いながら進めていきます。

また、令和9年度（予定）の認定こども園開園を目指します。

## カ)小学校の改編

小学校は、多様性と包摂性の中で暮らすためにも、選択と連続性を意識し自分に合った学びの場を選択できる環境をつくっていくことを重視します。

①2つの小学校をそれぞれ「選択肢となり得る特色ある学校」にすることで、園で成長した子ども自身が身近な大人と共に「自分に合う学校」を選択していくことができる環境をつくりま

す。「多様性と包摂性があたりまえにある世界をつくる」一歩として、各小学校を「選択肢となり得る特色ある学校」にし、現場の教職員、保護者、地域住民等と共に対話、実践、研修を繰り返しながら、磐梯の子どもたちや保護者に必要とされている「各学校の特色」を公教育の場として提示できるようにしていきます。第一小学校・第二小学校のどちらの学校も選択できるような仕組みを検討し、磐梯の子どもたちや保護者に必要とされ、それぞれの子どものに合った学びの環境を選択できるようにします。

また、学校を選択することができると言われても「学校を選ぶことそのものへの不安がある」という保護者の声も聴こえてきました。そこで、子どもと保護者が共に話し合いながら決められるように、①各学校の特色についての説明の機会②各学校の見学の機会③選択に悩んだ時の相談の機会を必ずつくるようにします。

②「選択肢となり得る特色ある学校づくり」については、子どもたちを中心とすることを大前提とし、子どもたちの人権を重視します。

「各学校の特色」については、0-15教育構想会議が中心となって検討し、当事者である子どもたち、保護者、教職員、地域住民等と教育再デザインセンターが協働し、対話と実践研究を通してつくっていきます。

「多様性と包摂性があたりまえにある世界をつくることをめざす小学校」として、例えば、すべての子どもたちが楽しく学び合い、わかる・できるようになるために、協働的な学びや、十分に柔軟性のある学習環境をつくる学びのユニバーサルデザイン化。また、多様性を認め合った上で違いを活かし合いながら学ぶために、異年齢集団での日常的な学びの環境づくりや、それを実現するための自由進度学習の実施など、子どもたちの人権を重視した「各学校の特色」を提示し、教職員と共に実践を深めていきます。

この取り組みは、仕組みができればよいものではなく、数年かけて実践と振り返りを繰り返しながら深めていくものです。令和7年度は対話と実践を繰り返しながら、各学校の実情に合わせて「できるところから」取り組んでいき、その経過を保護者や

地域に向けてオープンにしていくことで、令和8年度学校選択制導入に向けた準備を進めていきます。また、学校選択制を導入することで起きる可能性のある不利益についても整理し、教育移住による人口増も目指していきます。

## キ) 中学校の改編

中学校は、小学校で学んだことを活かし、責任を持って他者と関わりながら共生社会をつくるために、探究を通して自分にできることを考え行動に移していくことを重視します。同時に、自分の行動が未来や世界を変化させていけることを学びます。

**①目の前の子どもたちが必要とする、個別最適で合理的配慮のされた学びと、現実社会につながる協働的な学びをとことん追究していくことを重視します。**

「多様性と包摂性があたりまえにある世界をつくる」ためにも、例えば、通常学級での学びをユニバーサルデザイン化していくことを土台として、包摂性の中での個別最適や合理的配慮された学びが実現することを目指します。また、多様な人々との協働的な学びを通して、共生社会をつくるための探究をしていくことを重視します。

個別最適な学びと探究活動を通して、自己選択自己決定ができるようになり、自分たちの町や世界を自分たちで誰かと共につくろうとする人たちを育てます。

**②個別最適や合理的配慮された学びの実現、共生社会をつくるための探究の学びのための環境を、広い視野で検討します。**

磐梯町では2校の小学校を卒業した子どもたちが、1つの中学校に通うことになります。「それぞれの小学校で違う学び方をしてきた子どもたちが、結局同じ中学校に通うことになるのでは意味がないのでは?」「違いによる軋轢は生まないのか?」という不安の声も聴こえてきました。私たちは、違いを恐れるのではなく、多様性を認め、それぞれの違いを活かし合って共に生きる世界をつくっていくことを目指しています。だからこそ、中学生時代を、違いを乗り越え共に生きていくための「探究」の時間として過ごしてもらうことを願っています。そのためにも、子どもが主体的に学ぶことが求められている今、教師主導型の一斉授業のみに頼らず、対話的で協働的で深い学びを実現するためにどのような学びの環境を学校につくる必要があるのかを、教職員と共に話し合っていく必要があると考えます。

例えば、総合的な学習の時間を起点としてカリキュラムマネジメントしながら、個別最適な学びと協働的な学びの往還を見据えたワークショップ型授業やプロジェクト学習など、幅広い子どもたちが未来で活用できる学びの経験を積み重ねます。

同時に、教室環境の工夫、分教室の設置、オンラインを用いた学びなど、将来的に学びの場の選択もできるように、広い視野で検討していきます。

## ク) 児童館のあり方の再検討

現在の建物は昭和60年に診療所として開業し、その後町で建物の一部を取得し改装して、平成13年から磐梯町児童館として利用しています。

建物は、建築後約40年が経過し、一部施設の老朽化がみられ、過去においては2階西側の外壁が崩落する事故も発生しています。

建物の内部は診療所としての間取りとなっており、館内で子どもたちが十分に遊べるスペースになっていません。さらには屋外においても、児童館玄関前に少しのスペースはありますが、屋内同様に子どもたちが十分に遊べるスペースになっていません。児童館南側の空地の活用が図られれば、冬季間以外での子ども達の遊ぶ場として利用することが可能となります。

また、配置している職員の数も限定されており、特に長期休暇中は児童館を利用する子どもの数が多くなり、慢性的に長時間の勤務をするような事態になっています。

小学校から離れていることから、設置場所や施設の改修も含めて、子どもたちが快適に利用できるような施設にすることが望まれます。認定こども園の新設や増設と併せて、独立した建物でやるのか、校舎園舎の中で運営するのか等、「0才から12才がまざる場所」という考えを重視しながら施設の再利用等を見据えて検討していきます。

## 5 そのほかに継続して具体的に検討しなければならないこと

0-15教育基本構想を策定するにあたり、町民や学校園の職員等に意見を聞く中で、継続して「具体的に」検討をしていくべき項目が出てきました。以下に挙げ、0-15教育基本構想の実現をしていく道程で委員会等を立ち上げたり、0-15教育構想会議で取り扱ったりなどして、なるべく早急に方向性を整理していきます。

- 1) インクルーシブ教育に関すること
- 2) 教員の働き方や具体的なサポート体制に関すること
- 3) 教職員の「学び」の機会と質に関すること
- 4) 食育・給食に関すること
- 5) 子どもたちの放課後の過ごし方に関すること